

Title	「出版の自由」と「弾劾」：1820年代インドにおける植民地高官の不安
Author	長尾, 明日香
Citation	人文研究. 70 卷, p.157-173.
Issue Date	2019-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	井上徹教授：大黒俊二教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

「出版の自由」と「弾劾」 —1820年代インドにおける植民地高官の不安¹⁾

長尾 明日香

C・A・ベイリーは『自由の回復』の中で、カルカッタ等における19世紀最初の30年を「第一次自由主義期」と呼んだ。1820年代にボンベイ管区で生じたボンベイ知事と国王裁判所判事の対立事件は、自由主義思想と植民地支配の現実との間の緊張関係を奇妙な形で反映した。自由主義的な知事と知られたM・エルフィンストンは、J・S・バッキンガム編集の雑誌『オリエンタル・ヘラルド』で、「出版の自由」原理の真の友ではないと繰り返し批判されたが、その原因は知事の行動よりも、バッキンガム本国強制送還の中心人物、J・アダム・インド臨時総督が、知事の従弟だったという血縁関係にあった。イギリスで一部議員がバッキンガムの政治運動を支持したことや、イギリス下院におけるアダムに対する議会調査への言及、イングランド有力政治家系により任命されたボンベイ国王裁判所主任判事と知事との不仲等の偶然的要因により、知事は次第に精神的に追い詰められ、自身に対する弾劾裁判がありうると思いはじめた。インドにおける良心的行動がイギリスで醜聞化されうるという事実が、彼には重荷となった。

はじめに

1830年代後半にスエズ経由の蒸気船が開通し日数が短縮されるまで、英印間は通常、半年程度の船旅だった。1804-11年にインド亜大陸西岸のボンベイ市（現マハーラーシュトラ州ムンバイ市）に登録官（ボンベイ登録官裁判所判事）として赴任した、思想家ジェームズ・マッキントッシュは、ボンベイにおける生活を「流刑（exile）」に例え、本国の友人達との交信に多くの時間を費やした²⁾。近世イギリス植民地は、郵便、新聞、人的移動、血縁、婚姻等を通じ、本国との文化的紐帯を維持したが、イギリス政界に友人の多いマッキントッシュにとり、ボンベイとイギリス政界との地理的、精神的距離ははるか遠く感じられた。

しかしそのボンベイで1823-7年をかけ、マウントスチュワート・エルフィンストン知事とエドワード・ウェスト判事（1823-4年：登録官、1824年にボンベイ登録官裁判所のボンベイ最高裁判所への格上げに伴い、ボンベイ最高裁主任判事に就任³⁾）とが相互不信に陥り、対立を繰り返した一因は、エルフィンストンがイギリス政界の動向に抱いた危機感にあった。その危機感エルフィンストンの後任、マルコム知事時代（1828-30年）に生じた政治事件（「ボンベイ事件」）の背景の一つとなった。

ボンベイ事件とは、1828-31年にウェストを含むボンベイ最高裁判事三名、ボンベイ政府法律顧問二名、ボンベイ管区軍総司令官、ボンベイ政府参事各一名や著名民間人数名が相次いで

死亡し、少なくともその一部が、マルコムが関与した他殺と噂された事件である。第三次アングロ＝マラータ戦争（1817-8年）によりボンベイ管区領が急拡大した約10年後に起こった同事件は、唯一生き残ったジョン・ピーター・グラント最高裁判事が、ボンベイ島外に住むインド人に対し、最高裁が特別司法権を有すると主張し、マルコムと対峙したことで知られる。またグジャラーティー語新聞『ムンバイーノ・サマーチャール』⁴⁾（1822年創刊）等により報道され、シェティア（インド人貿易商、ブローカー、金融商等の富豪）等、ボンベイのインド人住民と、旧ペーシェワー政権行政官・軍人等、プーナのインド人住民が、各々最高裁側とボンベイ政府側を支持する数千名の署名付き請願書を作成し、イギリス下院等に提出する事態に発展した⁵⁾。同事件は1833年イギリス東インド会社（EIC）特許状において最高裁の権限が削減された背景となっただけでなく⁶⁾、ボンベイのシェティアが1834年にインド人初の治安判事としてボンベイ都市行政に参与しはじめる主要な背景となった⁷⁾。

同事件はその醜聞性等により事件後早期から植民地政府によりタブー化され、近年まで歴史研究が停滞した。ウェストの遠戚F・D・ドレウィットが1907年に執筆した『ジョージ四世期のボンベイ』⁸⁾や稲垣春樹の研究⁹⁾が数少ない纏まった研究である。

本論は同事件の背景の研究であると同時に、インド臨時総督ジョン・アダムにカルカッタから本国強制送還された新聞編集者ジェームズ・シルク・バッキングムの、イギリスにおける政治、ジャーナリズム活動の影響に関する研究でもある。

元船乗りのジャーナリスト、バッキングムは帰国後、強制送還措置で生じた経済的損失のEICによる賠償や、インドにおける「出版の自由」、EIC中国貿易独占権廃止等を求め、積極的な政治運動を展開した。同運動はホイッグ党員や急進派等の一部の支援を得、1833年EIC特許状でEIC中国貿易独占権が廃止された重要な背景となった。同時に彼は、帰国後創刊した雑誌『オリエンタル・ヘラルド[OH]』でインド官僚批判を繰り返したが、それは後述のようにエルフィンストンらボンベイ管区高官を不安に陥れた。

バッキングムの政治運動が中国貿易開放に与えた影響については数多く先行研究が存在する一方¹⁰⁾、ボンベイ社会に与えた影響を論じたのはドレウィットの前掲書がほぼ唯一である。同書はOHの記事の多くがウェストに好意的だったことを示したほか、ボンベイ政府参事F・ウォーデンがOHの記事内容を理由にウェストに疑念を抱いたことを明らかにした¹¹⁾。しかし同書はウェスト家文書以外の文書史料を参照しなかったため、OHの記事内容が高官に与えた不安の深刻度を十分把握できていない。

本論が示すように、OHによる批判は、イギリスと異なる原理でインドを支配するというインド植民地支配の方針や、偶然的、政治環境的要因等により、同管区高官にとり重い精神的負担となった。ボンベイ事件後、綿密な調査を行ったイギリス内閣等は、事件原因の一つが、インド支配安定のため伝統的に維持されてきたイギリス議会政治とインド支配機構との分離が、バッキングムの活動により一時的に破られたことにあると考えた。

以下、本論は史料として、エルフィンストン文書[MEP]（大英図書館所蔵 IOR MSS Eur F88）や、ボンベイ最高裁主任判事ウェストの夫人の日記[JLW]（同 IOR MSS Eur D888/1）、リヴァプール首相のインド関連文書[LP]（同、ADD MS 38411-2）、インド監督局（the Board of Control）長官C・W・W・ウインの文書（ウェールズ国立図書館[NLW]所蔵）等の私文書や、EIC公文書¹²⁾、イギリス議会演説や議会出版物、同時代定期刊行物、二次文献等を用い、エルフィンストンがイギリス政界の動向を受け精神的に追い込まれた過程や、彼とウェストとの間の相互不信感が高まった過程を明らかにする。

I 植民地的「抑制と均衡」構造の新たな要素としてのジャーナリズム

1 植民地的「抑制と均衡」構造とEICに対する監督強化

プラッシーの戦い（1757年）の後、次第に形成されたイギリスによるインド植民地支配体制は、インド直轄統治化（1858年）以前、一種の「抑制と均衡（check and balance）」構造を形成した。イギリス内閣や議会は、インド政府やEIC職員がインドで軍事力を背景に横暴を極め、インド支配を不安定化させることを恐れ、EICのインド統治活動に対する監督・介入を徐々に強化した。一方、EICもインド統治の経験や知識、イギリス下院における議席等を武器に¹³⁾、インド統治活動における一定の独立性を内閣や議会に対し維持した。またイギリス内閣と議会は互いに「抑制と均衡」関係にあったため、インド統治体制は結果的に、内閣、議会、EICが三つ巴を形成し、互いに監視しあうものとなった。

そのような基本構造や、EICの独立性維持への努力にもかかわらず、イギリス内閣や議会によるEIC監視は次第に強化された¹⁴⁾。EICやその職員のインドにおける横暴抑制を目的とし、内閣や議会により最初に設置された機関の一つがカルカッタ最高裁判所（1774年設立）だった。同機関はカルカッタ市民にイギリス法に準じた司法を提供するだけでなく、ベンガル管区内のEICやその職員とインド人との間の民事裁判を担当し、EICやその職員によるインド人からの強奪等を抑制することを任務の一つとした。またインド政府が条例を制定する際、政府起草の条例案の内容とイギリス法との整合性を判断し、整合的でない場合修正を求めたり条例制定を阻止する権限も最高裁に与えられた¹⁵⁾。最高裁判事は内閣が、イギリスで5年以上実務経験のある法廷弁護士資格を有する者から指名したため、最高裁はEICから独立した機関となった。同様の制度としてマドラス、ボンベイに登録官裁判所が1799年に設立され、各々1801年と1824年に最高裁に昇格した¹⁶⁾。

カルカッタ最高裁設立後もイギリス内閣や議会は、EICのインド支配活動に対する監督や介入を次第に強めた。内閣の附属機関インド監督局の設置（1784年）、文官養成校ヘーリーベリー・カレッジ設立（1806年）¹⁷⁾、インドへの公信（dispatch）の草案作成に優秀な外部人材を登用したEIC本部公信部（Examiner's Office）改革（1819年）¹⁸⁾等は、そのような本国からの管理

強化の一環だった。

イギリス本国による監督強化はEICのインド勤務職員に、より秩序ある勤務環境を提供した。しかし彼らの間には、健康等を犠牲にインドで長期勤務し、本国に貢献しても、十分な見返りや敬意を本国から得ていないという不満が存在した。特にボンベイ管区は広大な領土を早期に獲得したベンガル管区よりも職員給与が半分か四分の三程度で¹⁹⁾、1811年に職員による私貿易への投資が禁止されると蓄財の機会はさらに減った。第三次アングロ=マラータ戦争終結後、本国は平時体制への移行を目指し、軍人の文官職への登用を禁じ、ヘーリーベリー・カレッジ卒業生の文官職への登用を進めたが、これもEIC職員の大多数を占める軍人にとっては昇進の機会を減らす政策で不満の種だった²⁰⁾。

2 ジャーナリズムへのEIC高官の反発

1820年代には、上記のような機関や手法によるEIC監視に加え、イギリスとインド双方においてジャーナリズムの役割が増大した。その最大の背景は、1813年特許状により英印間貿易が自由化され、EIC職員以外のイギリス人のインド滞在者が増加したことに加え、1818-9年に出版検閲制度がベンガル管区とボンベイ管区で廃止されたことで、両管区における新聞発行部数が増大し、インド諸語の新聞も創刊されたことだった²¹⁾。一方、新聞の社会的影響力増大に対するEIC高官の反発は強かった。

ベンガル管区における検閲廃止（1818年）は、完全に自由なジャーナリズム活動を容認するものでなく、（1）在英インド統治当局に対する批判や、（2）インド政府の外交政策に関する探究、（3）インド総督や政府参事、カルカッタ最高裁判事、カルカッタ主教の公的活動に対する攻撃的批評、（4）宗教活動への介入をインド人に想起させるような記事等の掲載を禁ずるというインド政府の告示を伴っていた²²⁾。またインド総督には依然、インド滞在中のイギリス人を本国強制送還する権限が与えられていた。

原則的な「出版の自由」と、政府によるジャーナリズムへの介入能力の維持、さらに圧倒的人口少数派のイギリス人が、大多数がインド人傭兵で構成される軍を用いインドを軍事支配するという不安定な統治構造に対するEIC職員の不安が共存するなか、ベンガル管区では記事内容を巡る新聞とインド政府との対立が繰り返された。ヘイスティングス総督は自由主義的だったが、アダムをはじめとする政府参事の多くは、新聞が政府活動に対しチェック機能を果たすという考え自体を嫌悪し、「出版の自由」は軍の規律低下につながり、インド支配を不安定化させると主張した²³⁾。

EIC役員会もアダムらの考えに同意し、インド監督局に対し、ベンガル管区検閲制度廃止撤回や、出版ライセンス制度導入を再三働きかけた。しかし1820年に判断を求められたリベラル寄りのジョージ・カニング（インド監督局長官在任：1816-21年）や、1823年に判断を求められたホイッグ党のウィン（同：1822-8年）は国内政治への影響も考慮し、共に現状維持を選

択した²⁴⁾。

リヴァプール内閣が出版規制に消極的な中、1823年1月にヘイスティングス総督が退任し、アダムがインド総督代理に就任すると、その翌月インド政府は『カルカッタ・ジャーナル [CJ]』がカルカッタ主教を批判する記事を掲載したという理由で、同新聞の編集者バッキンガムの在留ライセンスを剥奪し本国強制送還した。さらにインド政府は、現行の出版規制は不十分として、出版所に政府発行ライセンス所持を義務付ける「ベンガル管区出版ライセンス条例」制定作業を進めた²⁵⁾。

バッキンガムの本国強制送還はインド政府、特にアダムに対する強い批判をイギリスのホイッグ党や急進派の一部の間で巻き起こした²⁶⁾。1824年5月にはバッキンガムの損害賠償請求がイギリス下院で取り上げられ、ジョン・ラムトン²⁷⁾、ジョセフ・ヒューム、チャールズ・フォーブス、フランシス・バーデットがバッキンガム支持の演説を行い、カニング外相もアダム批判に言及した。さらにヒュームはアダムの行為に関する議会調査を主張した²⁸⁾。1826年にはジョン・ラッセルが議長となり同問題に関する下院委員会が設立された。

植民地期を通じ、インド政策に関しイギリス世論の関心は薄かったが、バッキンガム本国強制送還問題やインドにおける「出版の自由」問題は、バッキンガムのイギリス帰国後の精力的な政治運動やジャーナリズム活動、イギリスの自由主義者の間や出版界における「出版の自由」問題への伝統的関心の高さ、1833年特許状改訂時に中国貿易開放を求めるイギリス国内の政治的圧力等が影響し政治問題化した²⁹⁾。

II 「出版の自由」問題のボンベイ管区への波及

1 血縁、政治派閥

ベンガル管区におけるインド「出版の自由」問題がボンベイ管区に波及した原因は、意外なことに新聞報道が同管区社会に与える影響への懸念ではなく、エルフィンストン・ボンベイ知事がアダムの従弟だったという偶然の血縁関係だった。

エルフィンストンは一般的に自由主義的な人物であり、1819年にボンベイ知事に就任した直後、ヘイスティングス総督に倣い、同管区出版検閲制度を廃止した。しかしその後の彼の出版関連政策は、教育目的のインド語出版活動推進やインド語ジャーナリズム活動推奨等、啓蒙的な政策をとる一方、EIC本部の秘密裏の指示を受け地元紙『ボンベイ・ガゼット [BG]』編集者を本国強制送還し、同じく本国の指示により政府として「ボンベイ管区出版ライセンス条例案」を起草させるなど³⁰⁾、一貫性に欠けるものだった。彼はまたアダムがバッキンガム本国強制送還に関連しイギリス政界で批判された際、アダムを擁護した³¹⁾。しかし彼は「ボンベイ管区出版ライセンス条例」制定が最高裁に阻止された際、他の出版規制を検討しなかった。彼自身は知事として人気があり地元紙で批判されなかった他³²⁾、同管区イギリス人社会の圧倒的多数は

EIC職員や軍人で、社会的圧力による言論抑制が機能していた。彼は「啓蒙的、自由主義的な知事」という自身の名声を維持することを選択した。

しかしアダムに本国強制送還されたバッキンガムがイギリスで創刊した*OH*はエルフィンストンやボンベイ管区高官を執拗に批判した。1824年の創刊から1829年の廃刊まで、*OH*は多くの頁を彼らに対する批判や、彼らと対立するウェストの賞賛にあてた³³⁾。その理由は必ずしも明らかでない。1822年9月にボンベイに向けイギリスを出航したウェストと、1823年4月にカルクッタから本国強制送還されたバッキンガムとの間に面識はなく、ウェストの後ろ盾だったインド監督局長官ウィンもバッキンガム・グループに批判的だった³⁴⁾。想起されるのは、エルフィンストンがアダムの従弟だった一方、ウェストの遠戚で後ろ盾であるイングランドのホイッグ党系有力政治家系グレンヴィル家が、実態は別として、インド統治改革に比較的積極的な政治派閥としてイギリス新聞読者層の一部に記憶されていたという、両者の血縁が影響した可能性である。グレンヴィル家の長老政治家で首相経験者のウィリアム・グレンヴィル（イギリス首相在任：1806-7年）は、1813年にイギリス上院で、上院議員として唯一、インドの将来的な直轄統治化や自由貿易化、イギリス人のインド入域自由化に言及した³⁵⁾。*OH*もイギリス人のインド入域自由化や中国貿易開放等を主張したため、ウェストを賞賛することは、読者にグレンヴィルの主張を想起させ、*OH*の主張に権威を与える効果が期待された可能性がある³⁶⁾。

2 『オリエンタル・ヘラルド』の論調とその影響

エルフィンストンらボンベイ管区高官は*OH*による批判を、政治的動機による不当な中傷と考え、インドの「実情」を知る人々はその不当性を理解すると考えた。エルフィンストン文書には*OH*の記事内容に関する私信が多数含まれるが、*OH*を極端なインド統治改革派雑誌と見做す意見は彼の友人等間で支配的だった。マルコムはバッキンガム・グループを「バッキンガム商会（Buckingham & Co.）」と呼び³⁷⁾、*OH*のような急進派雑誌の政界影響力は限定的と考えた。マルコムの意見はイギリス政界中枢部に関し真実だった。

しかし*OH*の記事内容はエルフィンストンらを次第に不安にさせた。*OH*はまずバッキンガム本国強制送還に関しエルフィンストンがアダムを擁護したことを問題視した。*OH*の1824年10・12月号はエルフィンストンの私信の一部を引用し、エルフィンストンもアダムと同様、出版規制支持派だと名指しで批判した。

同私信は、バッキンガム本国強制送還の背景を説明するためエルフィンストンが叔父に宛て執筆したもので、引用箇所は短かった。内容は専制的なインド支配と「出版の自由」の非整合性を指摘するトマス・マンローの論や、イギリス人住民の9割が軍人のインドで、新聞による国家権力監視はいびつになるというアダムの主張を援用したものだだった。

ジョン・アダムスの行政は、彼の任務が不人気なものであるにもかかわらず、彼自身の人望により、ベンガルの全ての人々に高く評価されています。出版規制は特に不人気ですが、出版の自由を、他の全てが不自由なだけでなく、不自由状態の維持が意図されている場所（注記：インド）に導入することの非整合性は、明確にご理解いただけると思います。インドの人々の政治参加の拡大を急ぐことは我々の義務であり、幸福なことに我々の望みでもあります。しかし現状、政治的議論に参加する、もしくは関心を持つのはイギリス人だけで、その9割は軍人なのです³⁸⁾。

この短い文章等に関し、OHは8頁に渡る批判記事を掲載した。同誌の批判は上記私信の最初の二文、特にインド植民地社会では「全てが不自由なだけでなく、不自由状態の維持が意図」されているという箇所集中的に向けられた。

インドに自由はないと！？他の土地と同様、法で禁止されていない限り何でも自由にできるのではないか。すべての階層が自由に、散歩、乗馬、売買、結婚、建設、会社設立、契約、遺書作成、資産遺譲、裁判所への提訴、控訴、EICからの損額賠償獲得ができるのではないか。

上記の一節を記したエルフィンストンの意図は、「出版の自由」の理論的帰結（国民共同体意識の芽生え、政治運動、独立）と、インド支配におけるイギリスの意図（植民地支配）との間に非整合性が存在するというインド支配の「現実」を述べ³⁹⁾、アダムスは不人気な措置を義務として行ったと主張することだったが、OHはインド在住イギリス人の生活をインド全体に一般化する詭弁を用いエルフィンストン個人を批判した。OHはその後も、第二次アングロ＝マラータ戦争（1803-5年）中のボンベイ管区軍の軍用品契約における不正が争われたカーシェドジー・マーネクジー裁判関連の特集を組むなど、ボンベイ政府批判を展開した⁴⁰⁾。

OHがボンベイ政府を繰り返し集中的に批判した背景には、EICのインド支配の抑圧性をOHが強調することで、バッキンガムのEICに対する損害賠償請求や、中国貿易開放等、インド統治改革派の主張を強化できるという意図があったと考えられる。EIC本部に勤務するエルフィンストンの友人E・ストラチェイは、エルフィンストンの私信流出について「とても不味い」と印象を述べた⁴¹⁾。実際、OHの報道は、EICに対する政治圧力として有効だったと考えられる。

1824年にボンベイ政府が地元紙BG編集者C・J・フェアを本国強制送還したことに対して、OHは、バッキンガム本国強制送還と類似の行為として集中的に批判した。OHの1825年2月号が計19頁の関連記事を掲載したほか、3月号が12頁にわたり関連公式書簡を掲載した。記事は、ボンベイ管区検閲制度廃止でエルフィンストンが得た名声は偽りだと主張した⁴²⁾。

エルフィンストンがフェアを本国強制送還した背景は必ずしも明白でないが、インド「出版の自由」問題の政治問題化が影響したと考えられる⁴³⁾。当時イギリス人がインドに滞在するに

は在留ライセンスをEIC本部から獲得する必要があったが、EIC本部はフェアの在留ライセンス更新を承認することも、申請却下を公言することも回避した。エルフィンストンが後に叔父に私信で伝えた内容によれば、彼はEIC本部から、フェアの在留ライセンス更新の連絡が本国からない場合、フェアを帰国させよという秘密の指示を受けていた。在留ライセンス失効後もフェアはBG編集を続けたが、偶然、ボンベイ最高裁とBGとの間で記事内容に関し問題が生じたため、ボンベイ政府はそれを口実にフェアを本国強制送還した⁴⁴⁾。これはカルカッタ主教からの苦情を口実にバッキンガムを本国強制送還したインド政府の手法に倣い、新聞編集者に対する本国強制送還措置に関する責任回避を図った措置だったと考えられる。

ボンベイ政府はフェア本国強制送還を、最高裁判事からの苦情により止むを得ず講じた措置と説明したが、OHは同措置がボンベイ政府主導だったことを見破り、エルフィンストン等を批判した⁴⁵⁾。ボンベイ政府は本部の指示を公言できず、十分反論できなかった。

フェアの本国強制送還でボンベイ政府がアダムの手法を真似たことは結果的に裏目に出、その後のアダムの失脚や病死を経てエルフィンストンらの不安は高まった。アダムはバッキンガム本国強制送還をイギリス政界で批判され失脚し、病の末1825年6月、帰国の船上で死亡した。16歳の頃、同じ船でベンガル文官としてカルカッタに赴任し、共に勤務したアダムの死はエルフィンストンにとり衝撃だった。『エルフィンストン伝』の著者T・E・コルブルックはエルフィンストンがインドで度々鬱状態に苦しめられたと記したが⁴⁶⁾、アダムの死を1825年12月に知った彼の状態は在英の彼の親戚をも心配させた。

3 ウェストとボンベイのイギリス人社会との不和

OHの批判によりボンベイ管区高官が抱いた不安は、地元のホイッグ党系判事、ウェストとの対立や彼に対する不信感により、さらに増幅された。

エルフィンストンらとウェストとの対立自体はOHの報道以前から存在し、その原因は主にウェストの後ろ盾グレンヴィル家への同管区職員の不信や、両者の人格、社会的要因等だったと考えられる⁴⁷⁾。先述のようにグレンヴィルが1813年にイギリス上院で自由貿易化等に言及したことは、EICの諸特権堅持を重視するEIC職員が大多数を占めるボンベイの小さなイギリス人社会においてウェストの立場を難しくした。ウェスト自身は清廉で使命感が強かったが階級意識も強かった。彼はEIC職員は行政規律がゆるくEICの軍勢力や統治機構を背にインド人の搾取や汚職に走りやすいという、当時イギリス政界で一般的だった印象を抱いてインドに渡り、EIC職員からインド人を守ることを判事の責務の一つと考えた⁴⁸⁾。インド人に対する不当徴収を理由としたW・アースキン（ボンベイ少額訴訟裁判所事務官）解雇（1823年）や先述のマーネクジー裁判判決（1823年）、第三次アングロ＝マラータ戦争中の戦利品の扱いが争われたアミールチャンド・ビドリーチャンド裁判判決（1826年）等にそのようなウェストの使命感が反映された⁴⁹⁾。しかしボンベイのイギリス人社会の多くはウェストを高慢な人物と捉え、ま

たウェストも彼らの多くを嫌悪した。エルフィンストンはボンベイのイギリス人を「老いも若きもつつましく暮らし、イギリスに帰国するために多少の蓄財をする」者たちと形容したが⁵⁰⁾、そのような人々にとり、高給を得、少なくとも7-10年以内に帰国できるウェストに批判されたことは腹の立つ経験だったと考えられる。

ウェスト夫妻が1823年2月に到着した当時、ボンベイ人口は20万人程度だったが⁵¹⁾、イギリス人住民は千人ほどで⁵²⁾、その大多数が雇用等でEIC統治と直接関係のある人々だった。夫妻は文官や将校、司法関係者らで構成される、ごく小さなイギリス人上級社会と交流して過ごしたが、ウェスト夫妻にとり、私生活と職業生活を十分区分できないほど小さなボンベイ社会の生活は容易でなかった。

夫妻は、社会関係が比較的順調な時期には、二週間に一度ほどのペースで30名以上が集まる晩餐会を開催したほか毎日のように他の晩餐会に出席した。後にエルフィンストンとの対立関係が激化するまでの最初の二年間は、エルフィンストンがウェスト邸の晩餐会に出席することもあった⁵³⁾。当時、晩餐会の入場や座席は社会的序列により細かく定められており、晩餐会などにおいてウェスト夫妻は、主要なゲストやホスト夫妻とともに入場し、ふさわしい座席を用意されるのが通常だったと考えられる。

しかしイングランドの中・上流社会で、気の合い、尊敬できると感じる人物とだけ交流することに慣れてきたウェストは、晩餐会の場で、自分と対立した人物と顔を合わせるのが我慢ならなかった⁵⁴⁾。エルフィンストンとの対立関係が激化すると、知事公邸における公式の晩餐会への出席も苦痛となったが、しばらくは最高裁主任判事としての義務感で出席し、それによりストレスを感じた⁵⁵⁾。また公式の晩餐会において最高裁主任判事夫妻に対し払われるべきとウェストが考える敬意の水準と、エルフィンストンの認識との乖離は大きく、二人の関係悪化の一因となった。

一方エルフィンストンは、ウェストが「小さな問題」に繰り返し言及してくると感じていた。例えば、最高裁判事に対し規定通り礼砲や捧げ銃が行われるよう、時にウェストはエルフィンストンに抗議したが、少なくともそのうち一回は、夜間は礼砲を行わないというボンベイ島の規定をウェストが知らないことによるものだった⁵⁶⁾。

ボンベイのイギリス人社会が、ウェストへの嫌悪感から行う様々な行為の噂も、ウェストを苛立たせた。例えばある晩餐会では乾杯の際に、最高裁主任判事であるウェストを差し置き、ボンベイ政府と関係の良い最高裁判事であるラルフ・ライスの名で、「ライス卿と最高裁！」という乾杯の音頭がとられた。そのような話もウェストにとり不快だった⁵⁷⁾。このようにしてウェストとボンベイのイギリス人社会との相互不信関係は強化されていった。

4 ウェストに対する不信感の激化

OHはボンベイ政府と対立するウェストを頻繁に賞賛した。例えばウェスト率いるボンベイ

登録官裁判所が、第二次アングロ＝マラータ戦争中の同管区軍の軍用品契約における不正を認め、パールシー（ゾロアスター教徒）の仲介業者への賠償金支払をボンベイ政府等に命じた先述のマーネクジー裁判を報道する際、OHはウェストを「権力者の顔色を気にせず正直に責務を果」たす、「高潔で良心的」な判事と評した⁵⁸⁾。またEIC職員の「インド人に対する侮蔑」は悪名高いと強調し、ボンベイのイギリス人社会と頻繁に対立したウェストを擁護した⁵⁹⁾。

ドレウイットの指摘通り、ウォーデンはウェストとバッキンガムの内通を疑った⁶⁰⁾。エルフィンストンは内通を否定するウェストの主張に納得したが⁶¹⁾、次第に自身に関する否定的見解をウェストがウィン等のイギリス政界関係者に伝える可能性に怯えるようになった。

イギリスにおいてエルフィンストンが頼りにしたのはEIC有力役員の叔父だった⁶²⁾。例えばアースキン解任問題でウェストと対立した際、エルフィンストンは叔父に書簡を送り、必要とあればウィンに説明し自身の弁護をしてほしいと依頼した⁶³⁾。

しかしその叔父は高齢であり、常に頼れる存在でなかった。叔父は1823年に病に倒れ第一線から実質的に引退した。同年、ウェストと最高裁所属の法廷弁護士とが対立し、両者が本国当局に訴えた際にもエルフィンストンは叔父に状況を説明することを検討したが、叔父の体調悪化を考慮し諦めた⁶⁴⁾。1824年6月21日、イギリス下院は両者の抗議書を検討したが⁶⁵⁾、ウェストの抗議書が実際に下院で取り上げられたという経験は、エルフィンストンにとり心理的負担になった可能性がある。

先述のように下院でヒュームがアダムの行為に関する議会調査を主張したことに、エルフィンストンは強い印象を受けた。彼はヒュームがアダムの弾劾裁判を主張したと解釈し⁶⁶⁾、自身の弾劾裁判の可能性を考え始めた。1826年1月末、最高裁にウォーデンが証人として出廷した際、判事席に座るようウェストに勧められなかったという些細な理由でウォーデンはウェストに抗議したが、その件に関しウェストと口論になった際、エルフィンストンはウェストから弾劾裁判の予告を受けたと感じた⁶⁷⁾。

アダムに続きベンガル高官の兄ジェームズも同年8月に死亡した⁶⁸⁾。その後もエルフィンストンにはEIC勤務の親しい友人が多数いたが、役員会にはあまり友人がいないと感じるようになった⁶⁹⁾。

1826年には新年会におけるトラブルを契機に、エルフィンストンとウェストとの間の決闘未遂騒動があった⁷⁰⁾。この時はウェストに決闘の意思がなかったことで終結したが、同事件についてウェストが在英インド統治関係者に訴え、それが自身に不利に働くことを恐れたエルフィンストンは、同伴に関するウェストとの往復書簡の写しを作成しイギリスに住む従弟⁷¹⁾に送り、そのような場合にその写しを見せ自分を弁護してほしいと依頼した⁷²⁾。

同年のボンベイ政府は最高裁が本国に送る書簡に特に神経質だった。同年から翌年1月にかけて同政府は、最高裁が本国に送った書簡がどの船に積まれた可能性があり、同政府がEIC役員会に送った書簡がどの船に積まれたかリストを作成した⁷³⁾。

ウェストの訴えにより在英インド統治当局がエルフィンストンに批判的になるというエルフィンストンの恐れは杞憂だった。ウインは、1825年にボンベイを訪問した友人ヒーバー教父の書簡等から、より問題があるのはウェストだと考えるようになった⁷⁴⁾。エルフィンストン家からの相談や、「ボンベイ管区出版ライセンス条例」制定阻止の連絡を受けたウインやEIC役員会は、ウェストの判事としての召還の可能性等を明記した私信や公信をボンベイに送ることでウェストに自制を促し、エルフィンストンを安心させようとした⁷⁵⁾。1827年2月にエルフィンストンに書簡を宛てたW・チャプリンは、当時のインド統治当局の様子として、チャプリンが話す機会のあった全員が、ウェストの横暴に対しエルフィンストンが我慢して対応していると認識していると書いた⁷⁶⁾。エルフィンストンは旧マラータ同盟領を大混乱なく平定し、政策的穏健さや賢明さ、人心掌握力、長期的構想力等で高い評価を得ており、ウェストと対立後もその評価は不変だった。しかしエルフィンストンの不安はビドリーチャンド裁判終盤（1826年11月）に極度に高まり、ボンベイ事件の重要な背景となった。

III 結論

エルフィンストン知事らボンベイ管区高官とウェストとの間で高まった相互不信感、ビドリーチャンド裁判終盤にエルフィンストンが在英の親戚に私信で助けを求め、それを契機としEIC役員の一部らがウェスト暗殺計画を立てる事態へと発展した。同計画はエルフィンストンの後任の知事マルコムにより実行され、カルカッタやイギリス政界をも巻き込む大騒動に発展した⁷⁷⁾。

OHによるエルフィンストンらボンベイ管区高官批判は、同管区の状況を正確に反映したものというよりも、イギリス政界でバッキンガム等が1833年EIC特許状改訂を睨み展開する政争を背景としたものだった。エルフィンストンは自身がアダムスの従弟だという理由で展開される理不尽な批判報道に十分反論できぬまま不安を募らせたが、根本的な問題はインドがイギリスと異なる原理で支配される限り、イギリス政界がEIC職員の「不祥事」を政争の具とすることが容易だったという点にあった。エルフィンストンらはウェストの政界人脈をも恐れたが、これもOHの報道と同様、インド支配の日常がイギリス政界に何らかの意図をもって伝えられること自体が植民地官僚にとり脅威だったという状況の現れだった。

イギリス政党政治とインド支配機構の接近が不安定性を生むことを、ボンベイ事件はイギリス政界に再認識させた。1852年東インド委員会でJ・S・ミルはEICを代表し、インドで公職に就く人物は、政党関係者や議員関係者であってはならないと強調した⁷⁸⁾。近世イギリスにおいて政争は稀でなかったが、イギリス政界を支配したイギリス貴族階級の間では、インド支配に本国の政争を持ち込まない方針が全体的に維持された⁷⁹⁾。しかし1833年EIC特許状改訂に向け中国貿易独占権の扱い等にイギリス経済界の関心が向く中、本国強制送還されたバッキンガ

ムがイギリス国内で精力的に政治、ジャーナリズム活動を行い、インド植民地官僚の「不祥事」が政局に利用される危険性が高まった。

19世紀最初の30年間は、カルカッタ等において、一部インド人の間でも自由主義への関心が高まった時代だったが、その時代をC・A・ベイリーは「第一次自由主義期 (First Liberal Moment)」と呼んだ⁸⁰⁾。ボンベイ事件はその時代を反映し、自由主義とインド植民地支配の非整合性をもたらす不安定性の諸相を示した。同事件を経て、その不安定性がどのように変化したかは改めて検証されなくてはならない。パルタ・チャタジは、1830年代から1840年代にかけ、その自由主義的な時代（「非絶対主義」の時代）が急速に終焉に向かい、権威主義的な「植民地主義的近代」に置き換わったとする⁸¹⁾。一方、ベイリーが強調したのは形を変えての自由主義の継承だった⁸²⁾。歴史学において注目度の低い状況が久しく続いた同事件は、さらに研究されなくてはならない。

【註】

- 1) 本論はKINDAS研究グループ2研究会（2018年2月3日）で行った報告の一部を拡張したものである。同研究会および他の機会にコメント、ご助言くださった野村親義先生、中溝和弥先生、近藤則夫先生、中村沙絵先生、堀本武功先生、孝忠延夫先生、加藤篤史先生、清田智子先生、伊豆山真理先生、拓徹先生、湊一樹先生、安川隆司先生、稲垣春樹先生（順不同）他多くの先生方に謝意を表す。
- 2) A. L. Gust, "Empire, Exile, Identity: Locating Sir James Mackintosh's Histories of England," (Ph. D. Thesis, University College London, 2011), p. 142.
- 3) ボンベイ登録官裁判所およびボンベイ最高裁は、共に国王裁判所 (King's Court) とも称された。
- 4) 'Minute by the Governor [J. Malcolm],' 10 Oct 1828, IOR L/PS/6/179, f. 655. ボンベイ事件と同時期の『サマーチャール』は現存しないようであり、当時のグジャラーティー語の正式名称は不明である。V・ナレガルは *Mumbaino Samacar* を採用し (V. Naregal, *Language Politics, Elites, and the Public Sphere*, New Delhi: Permanent Black, 2001, p. 175)、『ジャムシェドジー・ジージーパーイー伝』の著者は *Shri Mumbaino Samacar* と *Mumbai Samacar* を併用した (Ra. Be. Madan, *Sar Jamashedaji Fijibhai, Pahela Parasi Beronet*, Mumbai, 1899, p. 162)。
- 5) 'Administration of Justice in India,' House of Commons Debates [HCD], 1 Sep 1831, *Hansard*, vol. 6, cc956-76.
- 6) 稲垣春樹「専制と法の支配——一八二〇年代ボンベイにおける政府と裁判所の対立——」『史学雑誌』第127編第1号、2018年1月、23頁。
- 7) 長尾明日香「植民地期インドにおける都市参政権のはじまりとイギリス議会改革（1832年）」『都市文化研究』第20号、2018年3月、3-17頁。
- 8) F. D. Drewitt, *Bombay in the Days of George IV: Memoirs of Sir Edward West*, London: Longmans, Green, 1907.
- 9) H. Inagaki, "The Rule of Law and Emergency in Colonial India," (Ph. D. Thesis, the King's College London, 2016), p. 7; 稲垣「専制と法の支配」1-34頁; 「令状、騒擾、税金滞納者—19世紀前半英領インドにおける現地人の司法利用と行政官の危機意識—」『歴史学研究』第973号、2018年8月、18-31頁。また長尾「植民地期インド」が同事件のイギリス政界への影響を扱った。
- 10) R. E. Turner, *James Silk Buckingham 1786-1855*, London: Williams and Norgate, 1934, pp. 212-45; C. H. Philips, *The East India Company 1784-1834*, Manchester: Manchester University Press, 1961, p. 289; C. A. Bayly, *Recovering Liberties*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, p. 76; Y. Kumagai, *Breaking into the Monopoly*, Leiden: Brill, 2013, pp. 97-9, 140-1; L. Zastoupil, *Rammohun Roy and the Making of Victorian Britain*, New York: Palgrave Macmillan, 2010, chaps. 6-7.

- 11) Drewitt, *Bombay*, pp. 182, 235.
- 12) 主に大英図書館所蔵のボンベイ管区公共省文書やHome Miscellaneous [HM] シリーズ。
- 13) 1832年イギリス議会改革以前には、有権者が少数かつ賄賂で票を購入できる「腐敗選挙区」が存在し、経済的に成功した元EIC職員が下院議員になることができた。
- 14) L. S. Sutherland, *The East India Company in Eighteenth-Century Politics*, Oxford: Clarendon Press, 1952.
- 15) 最高裁に登録されない限り条例は成立しなかった。
- 16) 登録官裁判所は登録官一名と職員、最高裁は主任判事一名、平判事二名と職員とで構成された。
- 17) EIC文官候補生にイギリスにおける2年間の教育を義務づけた。
- 18) A. Bain, *James Mill: A Biography*, London: Longmans, Green, 1882, p. 185; Philips, *The East India Company*, p. 18; M. Moir, 'The Examiner's Office,' in *India Office Library & Records, Report for the Year 1977*, London, 1979, pp. 30-3.
- 19) From M. Elphinstone, 2 Jul 1822, *MEP* 299, f. 70.
- 20) M. Elphinstone to H. Pottinger, 11 Oct 1824, *MEP* 290, f. 4.
- 21) 同時期はイギリス新聞ジャーナリズムの発展期でもあった (A. Aspinall, *Politics and the Press c.1780-1850*, New York: Barnes & Noble, 1974, pp. 6-7, 368 n.2)。
- 22) From J. Adam, 19 Aug 1818, in *Select Committee on Calcutta Journal, 1834, Minutes of Evidence*, p. 58, in IOR HM 536, f. 700.江戸時代の出版規制と、上記インド政府告示には政治報道規制という点で共通点がある (岩崎均史「幕末～明治の浮世絵事情と新聞錦絵」木下直之、吉見俊哉編『ニュースの誕生』東京：東京大学総合研究博物館、1999年、143-4頁)。
- 23) J. Adam, *Statement of Facts, Relative to the Removal from India of Mr. Buckingham*, Calcutta, 1823, pp. 55, 57-8, IOR HM 535, ff. 535, 537-8; 'Minute by Sir Thomas Munro, dated 12 April 1822,' IOR HM 536, ff. 765-7.
- 24) 'Draft of a Dispatch Proposed to be Sent by the Court of Directors,' in *LP* 38411, ff. 27-8; Evidence by T. L. Peacock in *Select Committee on Calcutta Journal, 1834, Minutes of Evidence*, pp. 106-10, in IOR HM 536, ff. 748-52; Bayly, *Recovering Liberties*, pp. 73-82.
- 25) 1835年「インド出版自由化」は、実質的にはこの後制定された「ベンガル管区出版ライセンス条例」の廃止だった。廃止の際、「出版の自由」原理の優越性がメトカーフらにより語られた。
- 26) 特に1822年、*CJ*に投書したロビソン中佐が、雨期の中、赴任先ナグプルからボンベイ軍事法廷まで1,100キロを歩かされ、最終的に免罪されたものの、帰国の船上で死亡した事件は、急進派により繰り返し取り上げられた (*Select Committee on Calcutta Journal*, 1834, pp. 72-3, HM 536, ff. 714-5)。
- 27) John George Lambton, 1st Earl of Durham (b. 1792; d. 1840) .
- 28) 'Liberty of Press in India,' HCD, 25 May 1824, *Hansard*, vol. 11, cc868-9.後述のようにエルフィンストンはヒュームがアダムの弾劾裁判を要求したと考えた。しかしヒュームの表現は曖昧である。
- 29) ただし下院委員会におけるバッキンガムへの支持は急進派以外にはあまり広がらなかった (C. W. W. Wynn to Amherst, 29 May 1826, in "A Copying Book, no. 3," NLW MS 10804D)。
- 30) リヴァプール内閣は、ビルマ戦争におけるEIC軍の苦戦や、バラクプルにおけるインド人傭兵部隊の進軍拒否が伝えられると出版規制強化へ方針転換した。1825年にはイギリス枢密院が「ベンガル管区出版ライセンス条例」制定を全会一致で承認した。それを受けEIC役員会はボンベイ政府に対し類似の条例制定を指示したが、ボンベイ最高裁は追加の出版規制は不要とし、1826年7月に「ボンベイ管区出版ライセンス条例」制定を阻止した (C. W. W. Wynn to Liverpool, 4 Aug 1825; "Memorandum, 10 Oct 1825," *LP* 38412, ff. 14, 29-44; E. West and C. H. Chambers, 3 and 8 Sep 1824, IOR P/346/9, ff. 5070-1; 27 Oct 1824, IOR P/346/10, ff. 6063-6; 12 Jan 1825, IOR P/346/14, ff. 1751-865; 'New Regulation for the Press at Bombay,' *OH*, Mar 1826, pp. 573-9; 'Rejection of the Calcutta Press Regulation by the Supreme Court at Bombay,' *OH*, Feb 1827, pp. 201-16)。
- 31) M. Elphinstone to J. Williams, 3 Nov 1824, *MEP* 290, f. 19; M. Elphinstone to James Loch, 4 Sep 1823; M. Elphinstone to E. Strachey, 19 Jan 1824; M. Elphinstone to C. Fleming, 6 Nov 1824; M. Elphinstone

- to E. Strachey, 7 Nov 1824, *MEP* 301, ff. 35-6, 39-40, 69, 90; S. J. Varma, *Mountstuart Elphinstone in Maharashtra*, Calcutta: K. P. Bagchi, 1981, pp. 252-5.
- 32) E. West to M. Elphinstone, 18 Dec 1826, IOR L/PJ/3/840, f. 737.
- 33) 批判は創刊号から始まった（‘Appendix,’ *OH*, Jan 1824, pp. iv-vii）。
- 34) C. W. W. Wynn to Amherst, 29 May 1826, “A Copy Book, no. 3,” NLW, MS 10804D.
- 35) H. H. Dodwell, ‘Imperial Legislation and the Superior Governments,’ in Dodwell (ed.), *The Cambridge History of India*, vol. VI, Cambridge: Cambridge University Press, 1932, pp. 1-2; *The Speech of Lord Grenville … in the House of Lords, on Friday, the 9th of April, 1813*, London, 1813.
- 36) ナポレオン戦争中の出版規制が緩和されたばかりのイギリスでジャーナリズム活動を行うバッキンガムにとり、有力貴族グレンヴィル家に支えられたウェストを賞賛することに何らかの心理的利益があった可能性もある。森田健司は、江戸時代の一部瓦版の記述に支配者階級への配慮がみられると指摘した（『江戸の瓦版』東京：洋泉社、2017年、46頁）。
- 37) J. Malcolm to M. Elphinstone, 1 Nov 1826, *MEP* 65, f. 25.
- 38) 同私信の一部が1824年7月のEIC株主会で読み上げられたため、*OH*の目に触れ報道された（From M. Elphinstone, 14 Aug 1823, printed in ‘Debates at E. I. H., July 9,’ *The Asiatic Journal*, Aug 1824, p. 195）。「インド人の政治参加」に関するエルフィンストンの考えに関しては別稿で扱う。
- 39) M. Elphinstone to J. Williams, 3 Nov 1824, *MEP* 290, f. 19.
- 40) ‘Fraudulent and Disgraceful Transactions in the Government of Bombay,’ *OH*, Oct 1824, pp. 189-192, 197-200; ‘Recorder’s Court, Bombay, Apr 30, 1823,’ and ‘Letter of Cursetjee Monackjee,’ *OH*, Oct 1824, pp. 267-74; ‘Letter from Major Moor,’ *OH*, Nov 1824, pp. 402-9; ‘Governor Elphinstone and Governor-General Adam,’ *OH*, Dec 1824, pp. 521-36; ‘Case of Cursetjee Monackjee,’ *OH*, Sep 1826, pp. 578-88.
- 41) E. Strachey to M. Elphinstone, 20 Jan 1825, *MEP* 64, ff. 30-1.
- 42) ‘The Bench-the Bar-and the Press, at Bombay,’ and ‘Bombay,’ *OH*, Feb 1825, pp. 190-200, 271-8; ‘Correspondence between the Bombay Government and Mr. Fair,’ *OH*, Mar 1825 (Supplement) , pp. 573-84.
- 43) EIC本部からの秘密の指示がいつ出されたかは不明だが、1818-24年のいずれの時期であっても、インドにおける「出版の自由」問題は既に政治的関心を集めていた。
- 44) E. West to C. J. Fair, 15 Jul 1824, IOR P/346/8, ff. 4481-2; M. Elphinstone to C. Colville, 6 Sep 1824, *MEP* 289, 81-3; M. Elphinstone to W. F. Elphinstone, 27 Oct 1824; M. Elphinstone to E. Strachey, 7 Nov 1824, *MEP* 301, ff. 77-8, 92.
- 45) ‘Bombay,’ *OH*, Feb 1825, p. 274.
- 46) T. E. Colebrooke, *Life of the Honourable Mountstuart Elphinstone*, London: John Murray, 1884, p. 136, etc.
- 47) 稲垣「令状、騷擾、税金滞納者」が指摘した、ボンベイ登録官裁判所や最高裁の、ボンベイ市外業務におけるEIC行政官との対立も影響したと考えられる。
- 48) ウェスト夫妻はイギリス人によるインド人に対する横暴を見聞きしていた。例えば、ある文官が法廷内のインド人スタッフに対しペンや紙を持ってくるよう求め、拒否され激高しそのスタッフの顔を殴りつけた事件があった（‘Supreme Court,’ 28 Jul 1824, *BG*）。またボンベイ管区1814年条例第1号が、実質的に雇用主の告発と警察判事1名の判断で使用人への鞭打ち刑執行を認めたため、「雇用主に紙片を渡され、指示通り警察判事のもとに行く」という事件も起こった（Drewitt, *Bombay*, p. 79）。
- 49) しかし稲垣の指摘通り、最高裁訴訟費用は高額で富裕層に有利だった（Inagaki, “The Rule of Law,” pp. 32）うえ、イギリス法に基づく裁判という形式自体に限界が存在した。
- 50) M. Elphinstone to D. Elphinstone, 10 Jul 1823, *MEP* 301, f. 21; from M. Elphinstone, 2 Jul 1822, *MEP* 299, f. 70.
- 51) J. Masselos, ‘Changing Definitions of Bombay: City State to Capital City,’ in I. Banga (ed.), *Ports and their Hinterlands in India 1700-1950*, New Delhi: Manohar, 1992, p. 293, ‘Table 2.’
- 52) S. M. Edwardes, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, vol. I, New Delhi: Cosmo, 2001, p. 161. こ

れは軍駐屯地駐在の兵を含まない人数と考えられる。

- 53) *JLW*.
- 54) E. West to M. Elphinstone, 17 and 18 Mar 1825, *MEP* 397, ff. 125, 127.
- 55) E. West to M. Elphinstone, 7 Jan 1826, *MEP* 399, f. 190.
- 56) E. West to M. Elphinstone, 6 May 1824, *MEP* 269, f. 236; Lt. Col. Willis to E. West, 4 Oct 1824, *Ibid.*, f. 239.
- 57) E. West to M. Elphinstone, 7 Jan 1826, *MEP* 399, f. 189.
- 58) 'Fraudulent and Disgraceful Transactions,' p. 199.
- 59) 'The Bench-the Bar-and the Press,' pp. 190-1.
- 60) Drewitt, *Bombay*, pp. 182, 235; 'The Bench-the Bar-and the Press,' p. 197; from F. Warden, 10 Jun 1825, *MEP* 397, ff. 100-5.
- 61) E. West to M. Elphinstone, 27 Jun 1825, *MEP* 397, f. 98; M. Elphinstone to F. Warden, 30 Jun 1825, *Ibid.*, f. 143.
- 62) William Fullerton Elphinstone (b. 1740; d. 1834). Varma, *Mountstuart Elphinstone*, p. 7参照。M. Elphinstone to Jenkins, 20 Oct 1822, *MEP* 287, f. 76.
- 63) M. Elphinstone to W. F. Elphinstone, 28 Oct 1823, *MEP* 397, f. 176.
- 64) M. Elphinstone to W. F. Elphinstone, 15 Mar 1824, 'Not Sent,' *MEP* 399, ff. 77-83. エルフィンストンは上記の書簡の草稿を、自身を弁護してほしいと叔父に伝えるため執筆した。'Not Sent' と記されていることから、発送されなかったと考えられる。本文中の記述は、同草稿や、叔父の健康状態に関するエルフィンストン書簡の内容や日付を総合的に判断し、執筆者が出した結論である。1823年12月、エルフィンストンのもとには一度叔父の訃報が届いたが、翌年8月までには途中で倒れたが存命と判明した。9月には叔父の健康状態回復の知らせが届いた (M. Elphinstone to Keith, 23 Dec 1823, *MEP* 301, f. 36; M. Elphinstone to C. Colville, 20 Aug 1824, *MEP* 289, f. 75; M. Elphinstone to W. F. Elphinstone, 6 Sep 1824, *MEP* 301, f. 67)。
- 65) ヘンリー・P・ブルーム、マッキントッシュ等が審議に参加した。簡潔な新聞報道によると、ブルームは審議に反対したようだ (Drewitt, *Bombay*, p. 72; *OH*, Jul 1824, p. 460; 'Recorder's Court at Bombay,' *Supplement to BC*, 20 Nov 1824, p. 1)。
- 66) M. Elphinstone to J. Adam, 22 Oct 1825, *MEP* 300, f. 22.
- 67) F. Warden to E. West, n.d., *MEP* 399, ff. 68-75; from E. West, 8 Apr [1826], *MEP* 399, ff. 310-9.
- 68) James Ruthven Elphinstone (b. 1776; d. 1 Aug 1828) . ジェームズは帰国途上、セント・ヘレナ島付近で死亡した。検死が行われ、胃下部のスキルス癌が発見された (J. Prior to M. Elphinstone, 3 Aug 1828, *MEP*, 71, f. 31)。
- 69) M. Elphinstone to W. C. Stirlingsque, 16 Dec 1825, *MEP* 291, f. 98. 18世紀後半のEIC職員は役員との人脈を出世に重要と考えていた (P. J. Marshall, *Problems of Empire*, London: George Allen and Unwin, 1968, p. 28)。
- 70) E. West to M. Elphinstone, 9 Jan 1826, *MEP* 399, ff. 215-6.
- 71) John Fullerton Elphinstone (b. 1778; d. 1854). EIC 役員 W・F・エルフィンストンの息子。
- 72) M. Elphinstone to [J. F. Elphinstone], 10 Jan 1826, *MEP* 399, ff. 158-9. その三週間後、エルフィンストンはウェストとの和解を同従弟に書簡で伝えた (M. Elphinstone to [J. F. Elphinstone], 31 Jan 1826, *MEP* 399, f. 162)。
- 73) 'List of letters received from the Chief Justice,' *MEP* 397, f. 213. この背景としてはビドリーチャンド裁判の影響も考えられる。
- 74) C. W. W. Wynn to R. Heber, 19 Dec 1825, "Copying Book No. 1," NLW MS 10804D.
- 75) C. W. W. Wynn to E. West, 25 Oct 1826; C. W. W. Wynn to E. West, 27 Dec 1826, "Copying Book No. 1," NLW MS 10804D; C. W. W. Wynn to M. Elphinstone, 29 Jan 1827, *MEP* 397, ff. 189-90; CD to Bombay Government, 21 Feb 1827 (Public Dept.) , para. 5, IOR E/4/1047.
- 76) W. Chaplin to M. Elphinstone, 11 Feb 1827, *MEP* 67, f. 35.

- 77) ポンペイ事件の背景は複雑であり、本論で論じた以外の背景は別稿で扱う。
- 78) J. M. Robson, M. Moir and Z. Moir (eds.), *Writings on India by John Stuart Mill*, Toronto: University of Toronto Press, 1990, p. 39.
- 79) J. A. Lovat-Fraser, *Henry Dundas*, Cambridge: Cambridge University Press, 1916, pp. 40-1; H. Furber, *Henry Dundas*, Oxford: Oxford University Press, 1931, pp. 23, 29-30, 57. イギリスの政争がインド政策に持ち込まれた例としては、1698年にホイッグ党の協力を得た集団が新東インド会社を創立した「二社併存」がある (T. Harris, *Politics under the Later Stuarts*, London: Longman, 1993, pp. 197-8; P. J. Stern, *The Company-State*, Oxford: Oxford University Press, 2011, pp. 143-63)。
- 80) Bayly, *Recovering Liberties*, p. 101.
- 81) P. Chatterjee, *The Black Hole of Empire: History of a Global Practice of Power*, Princeton: Princeton University Press, 2012, pp. 156, 158.
- 82) ベイリーは、教育や法、ジャーナリズムを通じ、1880年代までに自由主義が制度化されたと論じた (Bayly, *Recovering Liberties*, p. 159)。

‘The Liberty of the Press’ and ‘Impeachment’ : Anxieties of a Colonial-Indian Governor during the 1820s

NAGAO Asuka

C. A. Bayly, in his *Recovering Liberties*, called the first three decades of the nineteenth century the ‘first liberal moment’ in Calcutta and in other British entrepôts in Asia. So-called ‘Executive-Judicial conflicts,’ which took place in the Bombay Presidency during the 1820s, exhibited outcomes of tensions between the liberal thought and realities of the colonial rule in a very curious way.

During those years, M. Elphinstone, a governor who was known as a man of liberal tendencies, was repeatedly denounced in the *Oriental Herald*, a journal edited by J. S. Buckingham, for not being a true friend of free press not much because of what he had done but because he was a cousin of J. Adam, the late Acting Governor-General who had played a major role in forcefully repatriating Buckingham from Calcutta. The governor had been psychologically driven into a corner and started imagining that he might be impeached by the parliament due to various coincidences such as some MPs’ support of Buckingham’s cause against the British East India Company, a reference in the House of Commons to a possible parliamentary investigation against Adam and his frequent conflicts with the chief justice of the local King’s Court, who had been appointed by an influential English political family. One of the focal points of his anxieties was that what he had conscientiously done in colonial India could be treated as scandals in his homeland.